

佐伯市
高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）

【素案】

（概要版）

令和5年12月
大分県佐伯市

【本素案における推計値・見込値について】

本素案に掲載している推計値・見込値については、令和5年11月1日現在の状況を基に算定を行っております。

そのため、今後の介護保険制度改正の内容や最新の情報に応じて、主に以下の内容について更新を予定しています。

①各種事業等の令和5年度の見込値

素案作成時点での見込となっており、今後、見込に変更があった場合には、計画作成のスケジュール上、可能な限り最新の見込値を採用する予定としています。

②介護保険料に関する主な調整事項

○人口等の推計について

本素案では、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した地域別将来推計人口（平成27年国勢調査基準推計）を採用していますが、令和2年国勢調査に基づいた地域別将来人口の公表が年内に予定されていますので、最新の推計に基づいた内容に修正を行います。

○介護保険料の所得段階及び所得段階別の基準額に対する割合について

国の定める標準段階・割合の改正が予定されていますが、本素案作成時点では、最終的な案が提示されておりませんので、本素案では、改正の一例として示された案のうち、中間値を採用しています。実際に適用する基準については国が提示する標準段階・割合に準ずるものとし、計画の記載についても同内容に修正を行います。

○介護報酬改定について

現在の物価高への対応や介護人材の確保に向けて、国で介護報酬の改定が議論されております。本素案では、過去の報酬改定の実績を基に、改定の対象と考えられるサービスについて一律2%増の報酬改定が行われると想定して試算を行っております。実際の保険料の算定に当たっては、国の提示する最終的な報酬改定の率に基づいて再度試算を行います。

(参考) 過去の報酬改定の実績から見た報酬改定率の見込

これまでの最大の改定 3%増（平成21年度改定）

前回の通常改定以降の臨時改定 1.13%増（令和4年10月改定）

報酬改定率見込 = 3% - 1.13% ≒ 2%増

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢化が進行する中、本市ではより一層速いペースで高齢化が進んでおり、令和5年10月1日現在の高齢化率は41.7%で、市民の2.5人に1人は65歳以上の高齢者となっています。高齢者人口についてはピークを迎え、減少に転じていますが、総人口がより速いペースで減少しているため、高齢化率については今後とも上昇を続けると予想されます。

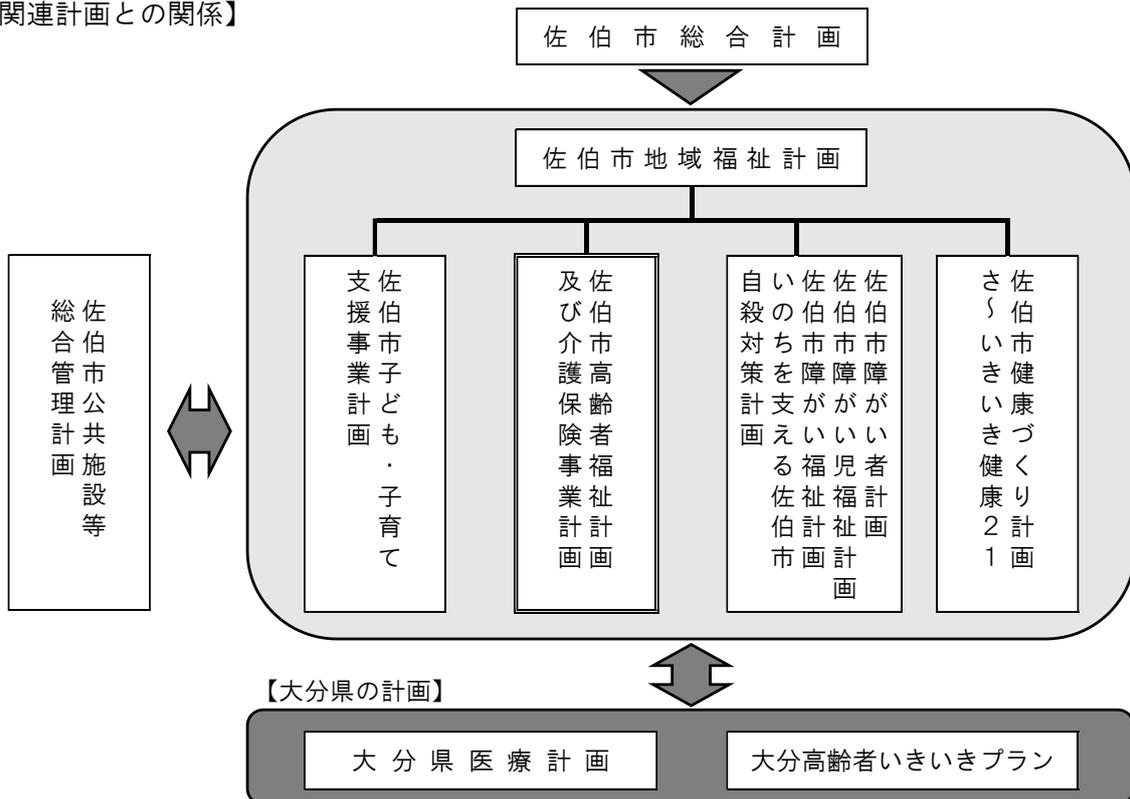
そのため、今後も高齢化の進行により、介護ニーズの高い85歳以上人口が急増する一方で、生産年齢人口は長期的に減少し、地域における支え手の減少や、介護人材の不足が懸念されています。

そのような中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を継続し、介護や医療が必要となった際に適切なサービスを利用することができる体制である「地域包括ケアシステム」を推進・維持するためには、介護・生活支援サービスの充実に加え、高齢者自身が支え手として引き続き活躍できる環境づくりや、健康寿命延伸に向けた介護予防の取り組みについて、関係者間の連携により包括的に進めていくことが必要です。

本計画は、計画期間に含む、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年に向けた取り組み、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視点に立った、本市の高齢者福祉施策のあり方についても検討し、策定するものです。

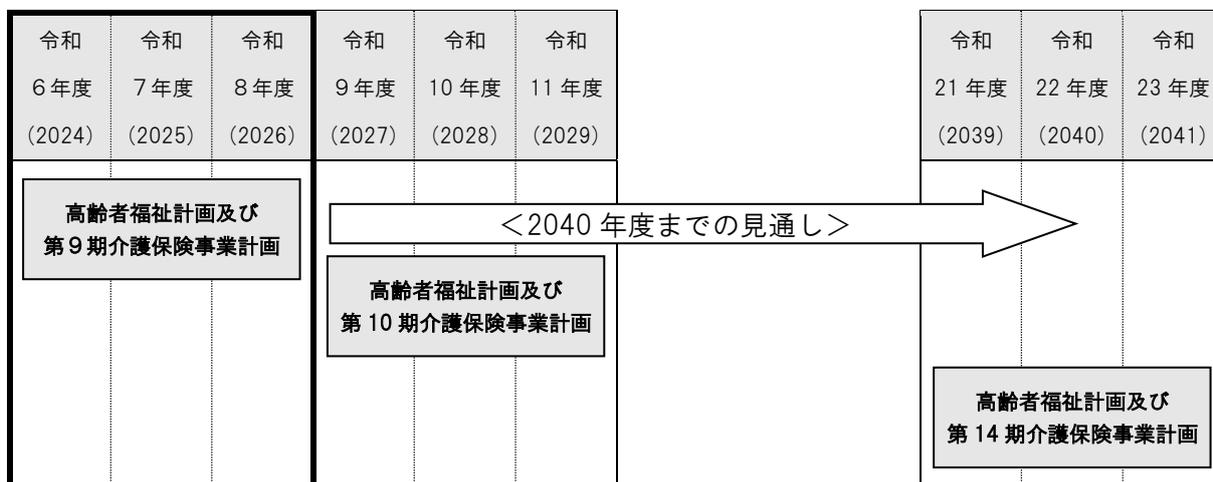
2 計画の性格と役割

【関連計画との関係】



3. 計画の期間

「佐伯市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」は、令和22年度（2040年度）を見据えた令和6年度から令和8年度までの3年間で1期とする計画として策定します。



4. 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画等策定委員会

本計画を地域の実情に即したものとするため、福祉・医療・保健関係者、各種団体や地域の代表、関係行政機関の職員等によって構成される佐伯市介護保険事業計画等策定委員会にて前計画の進捗状況や事業の見直し、介護給付の見込みや保険料水準について審議を行いました。

(2) 市民意見の反映

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

計画策定にあたり、一般高齢者の日常生活の状況や地域の抱える課題、また、在宅の要介護者が在宅生活を継続するために必要な支援やサービスを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

② パブリックコメント

本計画は、本市の高齢者施策の基本的事項を定める重要な計画であることから、原案を事前に公表し、市民の皆様からの意見を十分に考慮して最終決定を行うため、令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）までパブリックコメント（佐伯市民意見提出手続）を実施しました

5. 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口の推移について

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年10月1日現在27,489人となっています。そのうち、65歳～74歳の高齢者人口は11,794人、75歳以上の高齢者人口は15,695人となっています。65歳以上の人口の総数は、令和3年度をピークに減少していますが、後期高齢者(75歳以上)人口は、令和12年度まで増加する見込みとなっています。また、高齢化率は、総人口の減少に伴い、高齢者数のピーク以降も上昇を続けるとともに、後期高齢化率についても、令和22年度まで上昇を続ける見込みとなっています。

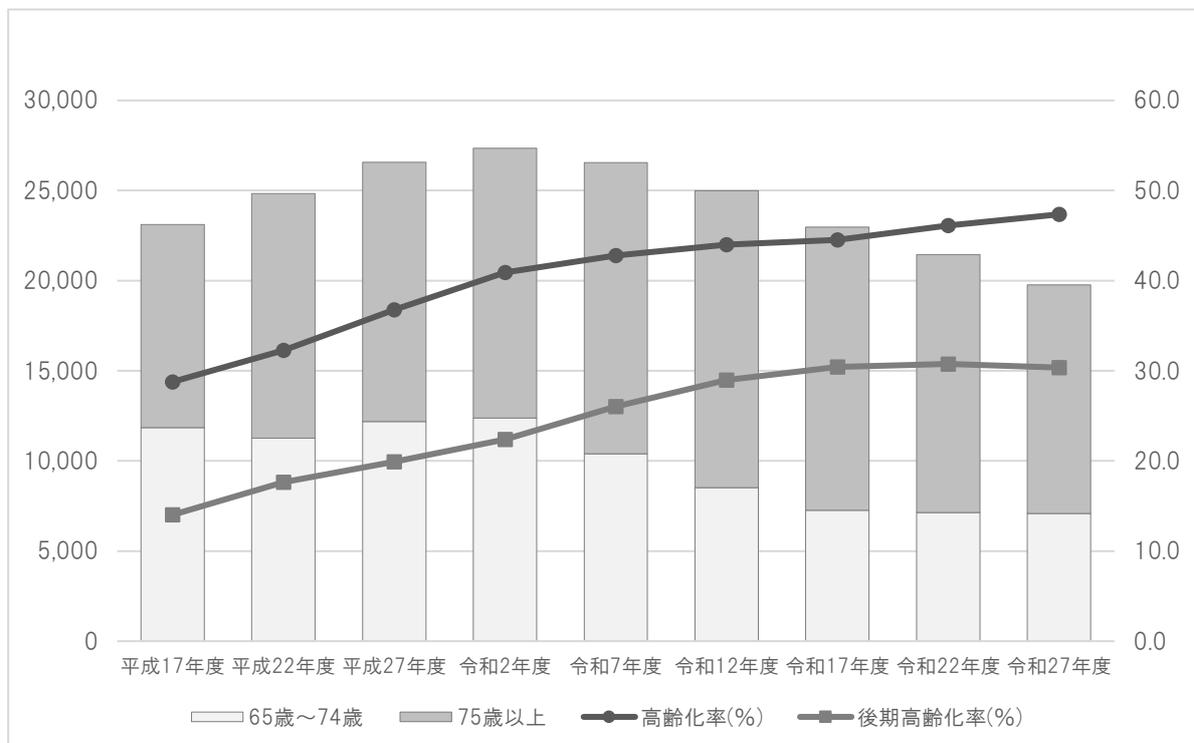
▼高齢者人口の将来推計

(単位：人)

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
65歳以上	23,106	24,825	26,562	27,348	26,541	24,988	22,969	21,456	19,766
65歳～74歳	11,850	11,261	12,180	12,387	10,405	8,525	7,266	7,140	7,089
75歳以上	11,256	13,564	14,382	14,961	16,136	16,463	15,703	14,316	12,677
高齢化率(%)	28.8	32.3	36.8	40.9	42.8	44.0	44.5	46.1	47.4
後期高齢化率(%)	14.0	17.6	19.9	22.4	26.0	29.0	30.4	30.8	30.4

(出典) 令和2年度まで：総務省「国勢調査」

令和7年度以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和2年(2020)推計）」



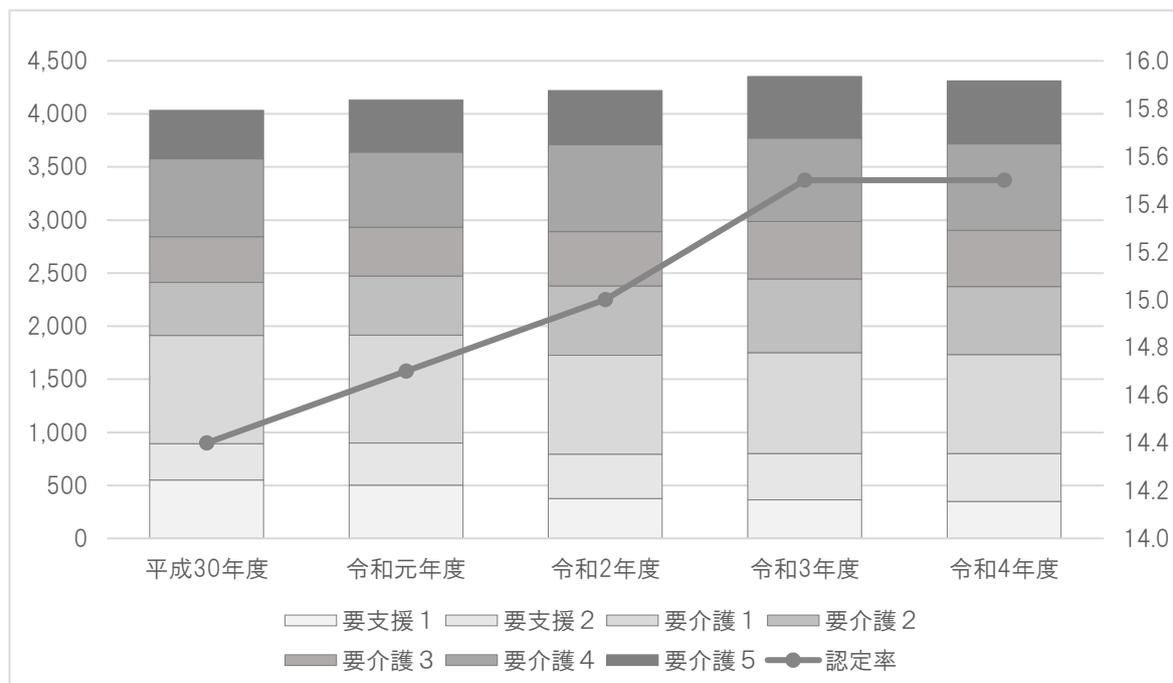
(2) 要介護・要支援認定者及び要介護度別認定者数

令和4年度末の要介護・要支援認定者数は、4,309人で平成30年度末と比較し276人、6.8%増加しています。また、要介護度別の認定者数をみると、認定者数に占める要介護者の割合は、後期高齢者の増加に伴って、増加傾向にあり、特に、中重度要介護者（要介護3～5）の割合については、平成30年度末の40.2%から令和4年度末には45.0%に増加しています。

第1号被保険者数に対する認定者数の割合である認定率は、令和4年度末現在で15.5%となっており、こちらも上昇傾向にありますが、県平均を3.1ポイント下回っています。これは、地域ケア会議による自立支援型ケアマネジメントの推進や介護予防事業等の効果によるものではないかと考えられ、引き続き、取組を強化していくことが重要と考えています。

▼要介護・要支援認定者数の推移（各年度末） （単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	4,033	4,131	4,220	4,352	4,309
要支援1	550	502	376	363	349
要支援2	343	397	419	437	451
要介護1	1,020	1,017	932	952	932
要介護2	499	556	652	692	642
要介護3	430	461	513	542	529
要介護4	734	706	821	786	816
要介護5	457	492	507	580	590
うち第2号被保険者	63	65	51	51	46
認定率（%）	14.4	14.7	15.0	15.5	15.5
大分県	18.0	18.1	18.4	18.5	18.6
全国	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0



(3) 介護給付費の推移

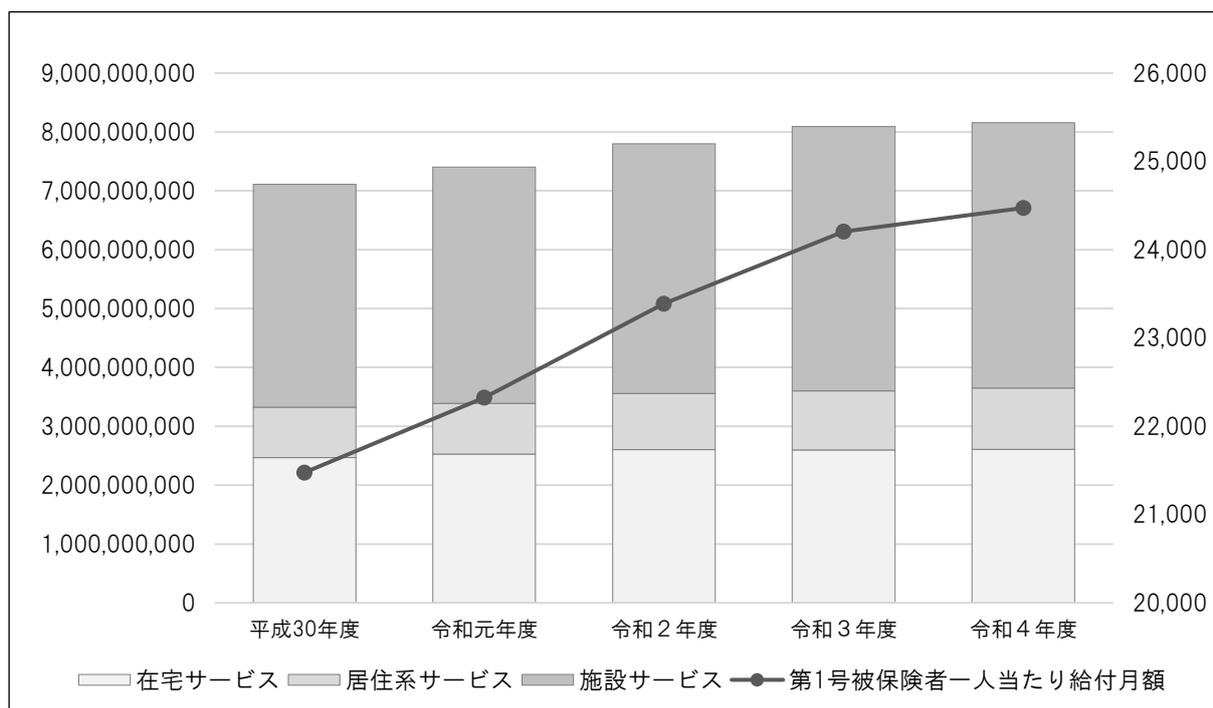
総給付費（※）は、平成30年度から令和4年度の5年間で約10億円の増加となるなど、高齢者の増加等に伴い、急速な増加を見せています。

第1号被保険者一人当たり給付月額は、全国平均以上、県平均以下で推移していましたが、令和3年度からは第1号被保険者が減少に転じたことに伴い、全国・県平均をともに上回っています。

（※）介護・介護予防サービス給付費の合計

▼総給付費及び第1号被保険者一人当たり給付月額（単位：円）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総給付費	7,110,161,361	7,403,325,884	7,798,570,618	8,091,659,506	8,156,009,802
在宅サービス	2,465,455,576	2,525,155,007	2,600,332,306	2,594,937,685	2,610,957,132
居住系サービス	861,185,552	865,422,866	956,333,406	1,008,555,778	1,040,719,546
施設サービス	3,783,520,233	4,012,748,011	4,241,904,906	4,488,166,043	4,504,333,124
第1号被保険者一人当たり給付月額	21,476	22,324	23,388	24,206	24,473
大分県	22,499	23,000	23,481	23,739	23,885
全国	21,413	21,925	22,344	22,860	23,176

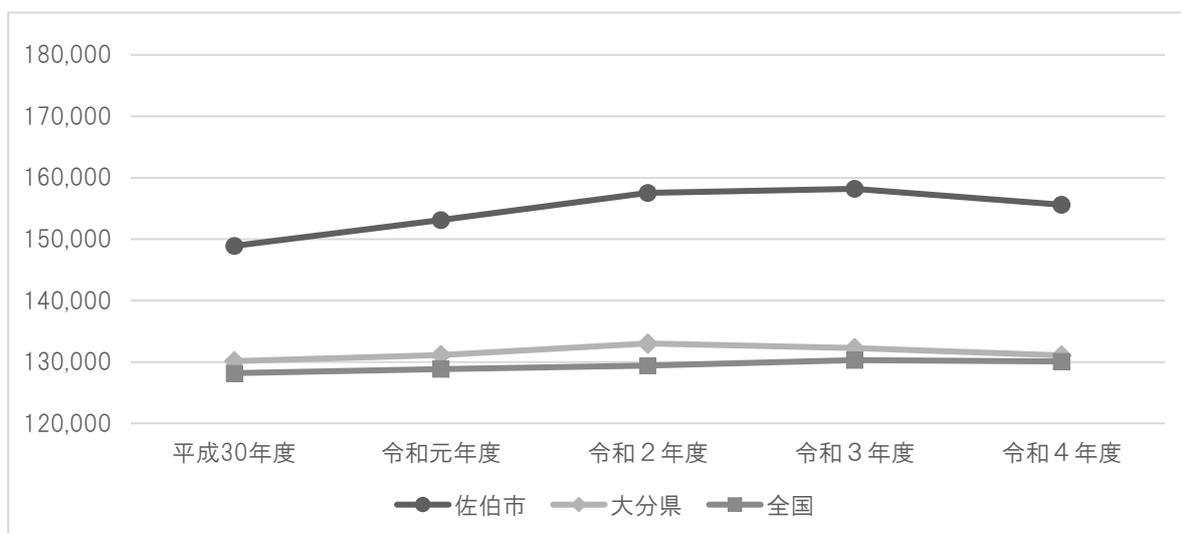


在宅及び居住系サービスの受給者一人当たりの給付月額は、全国・県平均を10%程度上回る水準で推移しています。これは、認知症高齢者グループホームや有料老人ホームの整備率が全国を上回っていること影響していると考えられます。

また、施設系サービスについては概ね全国・県平均と同水準で推移しています。

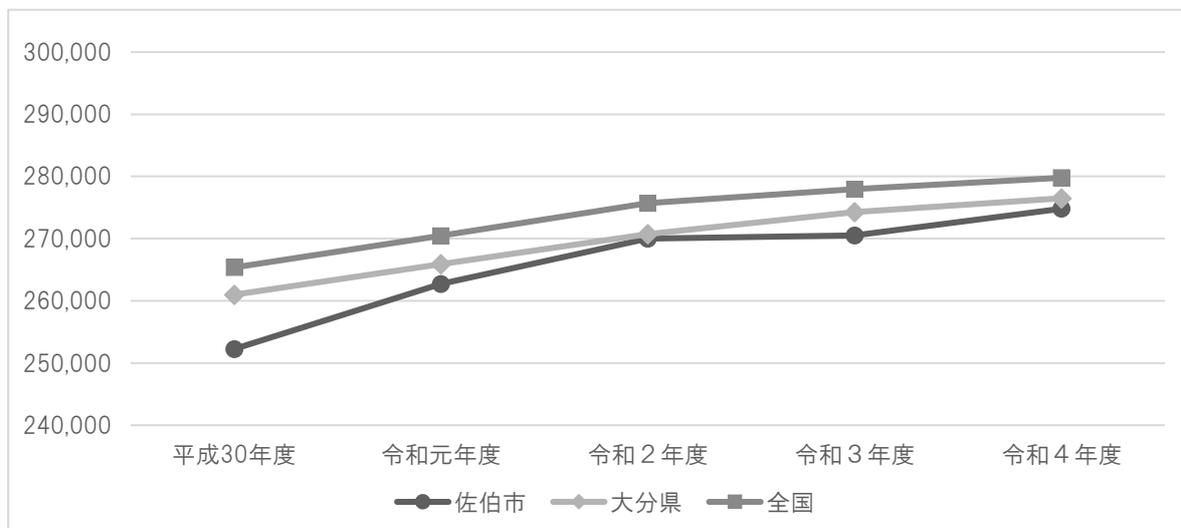
▼受給者一人当たり給付月額（在宅及び居住系サービス）（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
佐伯市	148,902	153,108	157,556	158,193	155,624
大分県	130,135	131,145	133,011	132,269	131,069
全国	128,185	128,829	129,423	130,298	130,071



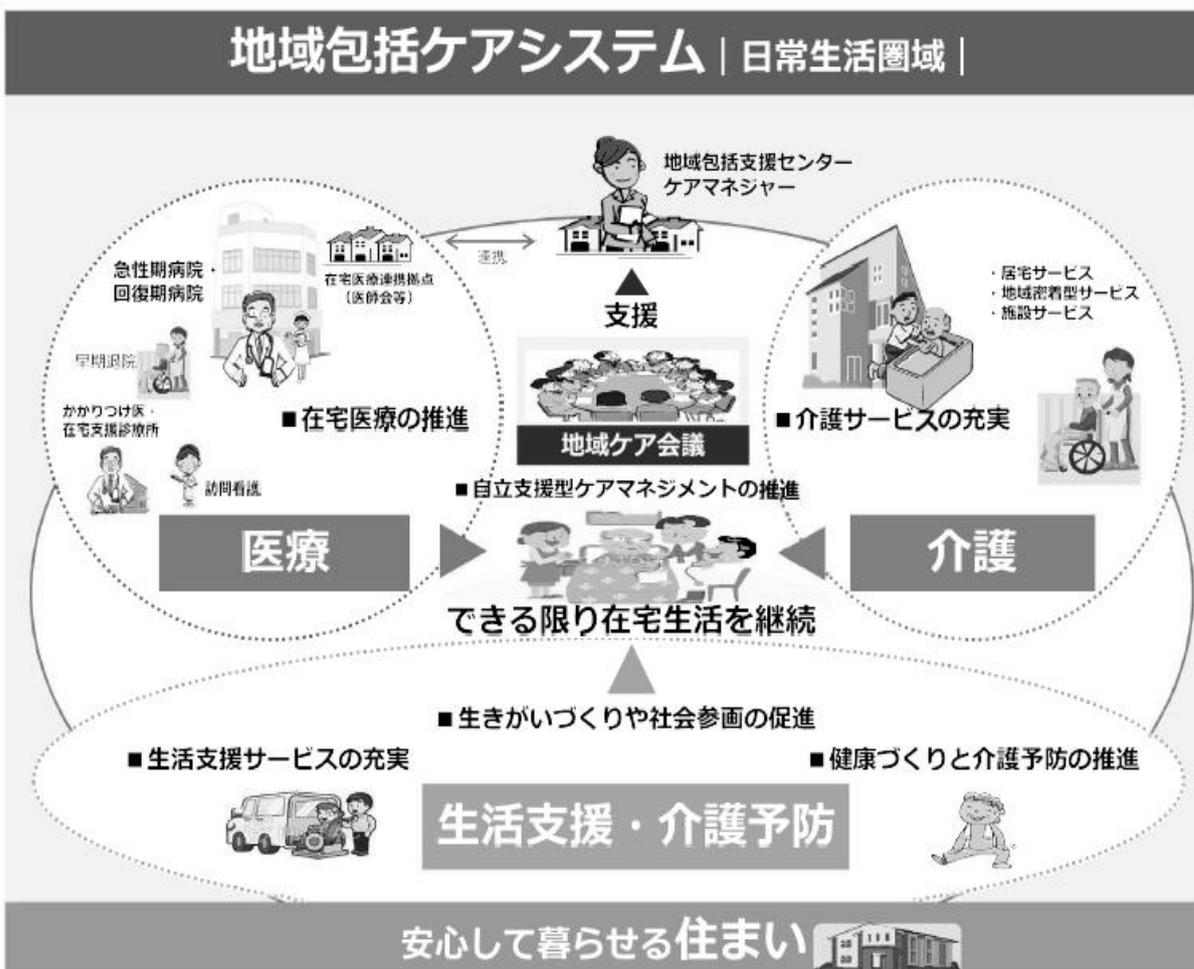
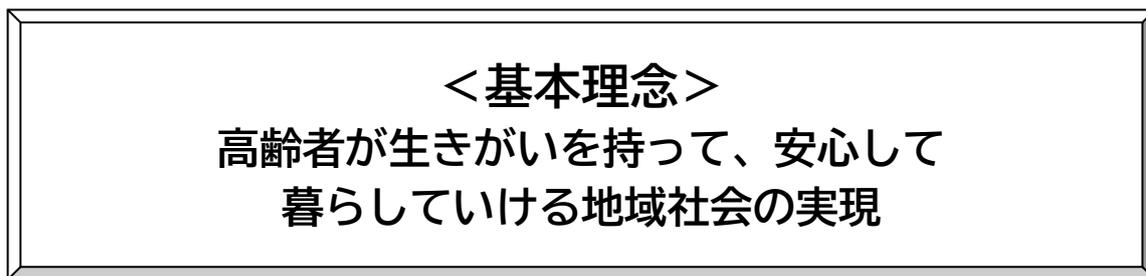
▼受給者一人当たり給付月額（施設サービス）（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
佐伯市	252,246	262,736	269,996	270,503	274,809
大分県	260,981	265,910	270,710	274,283	276,489
全国	265,363	270,492	275,729	277,956	279,794



6. 基本目標と施策の体系

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持って社会参加できる環境づくりを推進するとともに、地域全体で支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにという、これまでの基本理念を継承し、また「地域共生社会の実現」を見据え、関連事業と緊密に連携しながら、高齢者福祉事業・介護保険事業を推進していきます。



本計画では、基本理念である「高齢者が生きがいを持って、安心して暮らしていける地域社会の実現」を目指して「社会参画と生きがいづくりの推進」「健康づくりと介護予防の推進」「高齢者にやさしい地域づくりの推進」「持続可能な介護保険事業運営の推進」の4つの基本目標を掲げて取り組みを進めていきます。

<基本目標>

- (1) 社会参画と生きがいづくりの推進
- (2) 健康づくりと介護予防の推進
- (3) 高齢者にやさしい地域づくりの推進
- (4) 持続可能な介護保険事業運営の推進

(1) 社会参画と生きがいづくりの推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、高齢者の孤立や孤独を防ぎ、人と人とが関わり合う機会を増やす取り組みの必要性が高まっています。地域活動や趣味の活動等への参加による心と体の健康維持を促進する事業、生きがいづくりにつながる事業に取り組みます。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命を延ばして「元気な高齢者」を増やすには、早い段階からライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病予防の取り組みが重要です。生きがいや役割を持ちながら自立した生活が送れるよう、自立支援に向けた介護予防、セルフケアの推進、疾病の重度化防止を図り、住民主体の地域活動や交流活動、多様な社会参加ができる地域や行政の支援体制の整備に取り組みます。

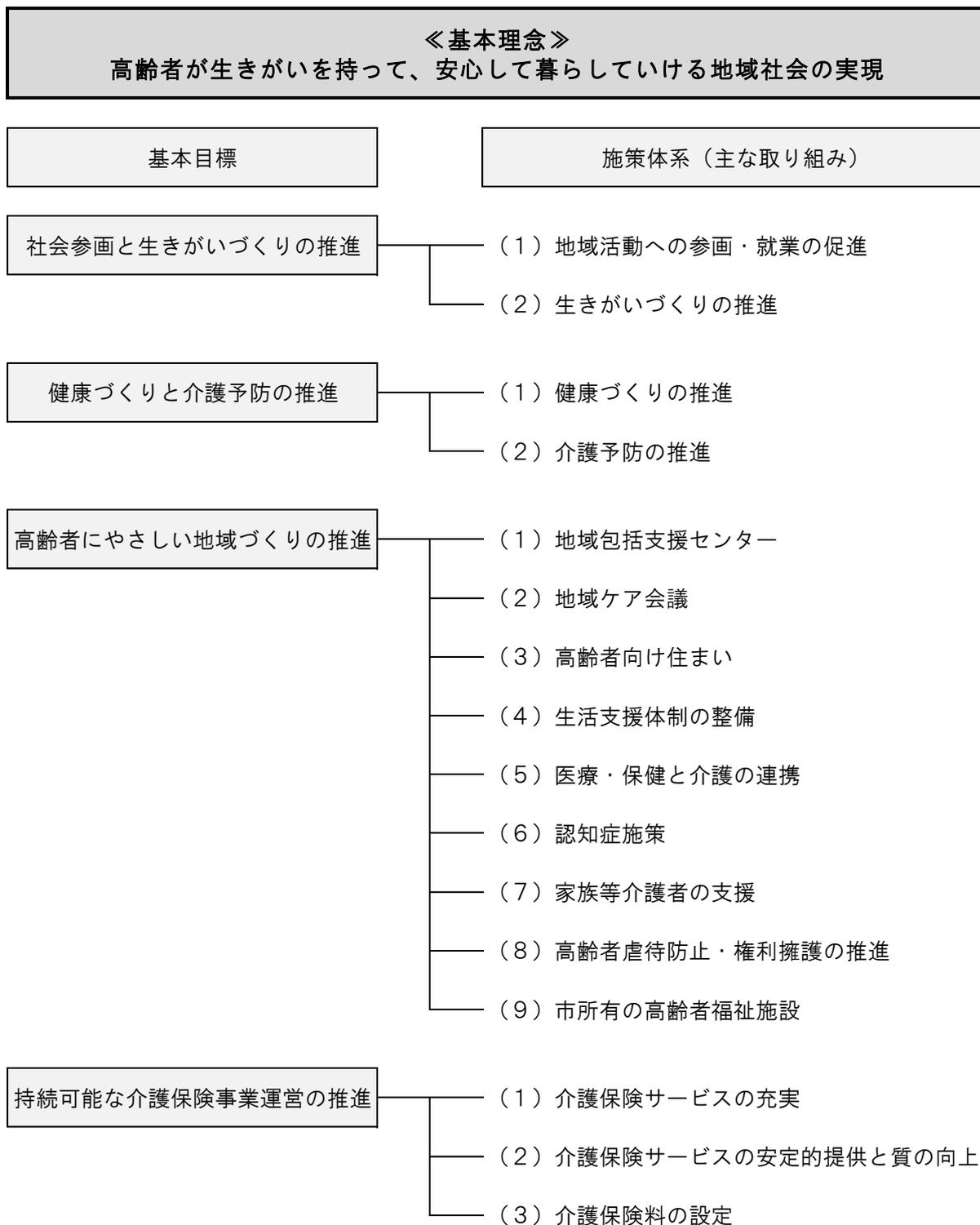
(3) 高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターを中心とした総合的な相談体制の構築、高齢者にやさしい地域づくり協議会等における地域課題の検証に基づき、高齢者向け住宅の確保や生活支援の充実、医療・保健と介護の連携、認知症施策などに取り組みます。

(4) 持続可能な介護保険事業運営の推進

介護が必要となった時に必要な介護保険サービスを安定して利用できる基盤づくりに取り組むとともに、給付の適正化や適切な介護保険料水準の設定を行うことにより持続可能な介護保険事業の運営を図ります。

施策体系と主な取り組み



7 介護保険料の設定

(1) 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、保険料 50%、公費（税金）50%の費用負担によって運営されています。また、第1号被保険者（65歳以上）の保険料については、3年ごとに策定される介護保険事業計画に併せて改定されます。

第9期介護保険事業計画期間における基本的な負担割合は、保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の保険料が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が27%、公費については国25%（うち、調整交付金5%^{※1}）、県12.5%、市12.5%となっています。

※1 佐伯市は例年8%～9%（令和4年度は8.92%）

▼介護保険事業に係る費用負担の例

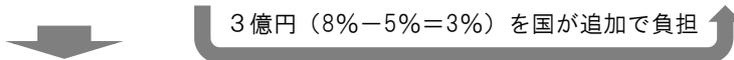
介護保険事業費 100億円 （保険給付事業費：95億円、地域支援事業費：5億円）				
---	--	--	--	--

【基本的な負担割合】

保険料 50億円（50%）		公費 50億円（50%）		
第1号保険料 23億円（23%）	第2号保険料 27億円（27%）	国庫負担金 25億円（25%）	県負担金 12.5億円 （12.5%）	市負担金 12.5億円 （12.5%）

【佐伯市】

市町村間の財政力格差を調整（※）				
第1号保険料 20億円（20%）	第2号保険料 27億円（27%）	国庫負担金 28億円（28%）	県負担金 12.5億円 （12.5%）	市負担金 12.5億円 （12.5%）



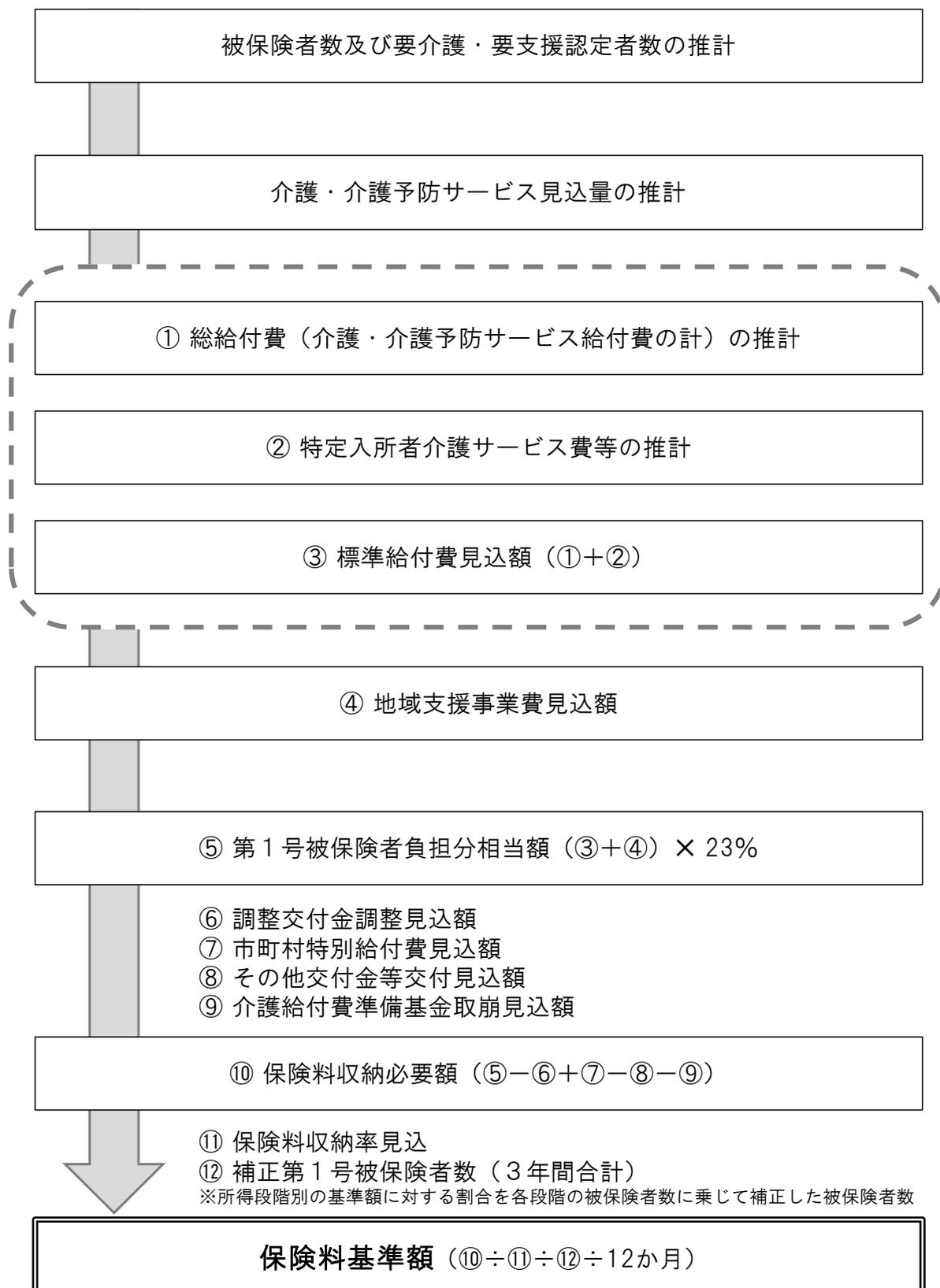
被保険者が25,000人の場合

$$20\text{億円} \div 25,000\text{人} = 80,000\text{円（一人当たり負担額（年））}$$

（※）市町村の第1号被保険者の年齢構成及び所得構成によって生じる格差を以下の観点で調整するもの。

- ①第1号被保険者に占める介護サービスを利用する割合の高い年代（75歳以上、85歳以上）の人口が多い市町村は被保険者一人当たりの保険料負担が高くなる可能性が高い。
- ②第1号保険料は所得段階に応じて負担いただくため、平均的な市町村と比較して低所得者が多く高所得者が少ない市町村は保険料基準額を高く設定しないと、同程度の保険料収入を確保できない。

(2) 保険料基準額の推計方法



(3) 介護給付事業の見込み

① 推計の概要

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、介護給付の実績を基に、国の示した推計手順に従い、第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）及び中長期（令和12年度、令和17年度、令和22年度）の推計を行いました。

② 標準給付費

総給付費（介護・介護予防サービス給付費の合計）と特定入所者介護サービス費支給等に係る費用を合わせた標準給付費の見込額は、令和6年度が9,172,835千円、令和7年度が9,247,690千円、令和8年度が9,316,397千円で、本計画期間の合計では27,736,923千円となっています。

▼総給付費（介護・介護予防サービス給付費の合計）の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費(千円)	8,629,875	8,702,668	8,769,152	8,968,313	9,143,113	9,046,302
在宅サービス(千円)	4,812,146	4,876,276	4,937,667	5,043,825	5,136,756	5,078,509
居住系サービス(千円)	1,136,399	1,145,062	1,150,155	1,172,953	1,200,719	1,185,131
施設サービス(千円)	2,681,330	2,681,330	2,681,330	2,751,536	2,805,639	2,782,662
第1号被保険者一人当たり給付月額(円)	26,265	26,675	27,191	29,171	32,259	34,181
受給者一人当たり給付月額(円)	185,877	186,624	187,375	187,449	187,528	189,032

▼標準給付費の推計

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
標準給付費	9,172,835	9,247,690	9,316,397	27,736,923
総給付費	8,629,875	8,702,668	8,769,152	26,101,696
特定入所者介護サービス費	257,369	258,352	259,393	775,114
高額介護サービス費	241,927	242,851	243,829	728,607
高額医療合算介護サービス費	35,312	35,431	35,599	106,342
審査支払手数料	8,352	8,388	8,424	25,164

(4) 地域支援事業の見込み

▼地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域支援事業費	511,719	537,572	552,820	1,602,111
介護予防・日常生活支援総合事業	275,219	293,572	302,220	871,011
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	201,700	209,200	215,800	626,700
包括的支援事業(社会保障充実分)	34,800	34,800	34,800	104,400

(5) 第9期の第1号被保険者保険料

① 保険料基準額の推移

佐伯市、大分県平均、全国平均の保険料基準額の推移は下記のとおりです。

	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)
佐伯市	4,300円	5,300円	5,300円	5,300円	5,550円
大分県平均	4,155円	5,351円	5,599円	5,790円	5,956円
全国平均	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円

② 第9期の第1号被保険者保険料設定の考え方

第9期の第1号被保険者の保険料については、次の考え方で設定します。

- 所得段階区分は、国の定める標準段階の変更に合わせて9段階から13段階に変更し、各段階の保険料基準額に対する割合についても国の定める基準と同様にします。
- 市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）については、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、さらなる保険料負担の軽減を図ります。
- 今後も介護保険料負担の増加が予想されるため、介護給付費準備基金を計画的に活用し、介護保険料の急激な負担上昇の抑制を図ります。

③ 第9期の第1号被保険者保険料基準額

これまで推計してきた介護保険事業の実施に必要な費用、及び上記の考え方をもとに第9期（令和6年度から令和8年度まで）の本市の第1号被保険者保険料基準額（月額）は、**6,000円**とします。

保険料基準額については報酬改定の内容等に応じて再度試算を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
介護保険事業に係る費用総額	29,378,034 千円			
介護給付事業の標準給付費	9,172,835 千円	9,247,690 千円	9,316,397 千円	27,736,923 千円
地域支援事業費	511,719 千円	537,572 千円	552,820 千円	1,602,111 千円
市町村特別給付費等	13,000 千円	13,000 千円	13,000 千円	39,000 千円
うち第1号被保険者負担額	5,566,711 千円			
介護給付費準備基金取崩額	325,000 千円			
保険料収納必要額	5,241,711 千円			
保険料収納率（国の標準見込）	98.8%			
補正第1号被保険者数（※）	24,775 人	24,598 人	24,315 人	73,688 人
保険料基準額（年額）	72,000 円			
（月額）	6,000 円			

※所得段階別の基準額に対する割合を各段階の被保険者数に乗じて補正したもの。

▼保険料所得段階区分ごとの保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合		保険料月額 (年額)
		第8期	第9期	
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ○本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.5 ↓軽減後 0.3	0.445 ↓軽減後 0.275	1,650円 (19,800円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	0.675 ↓軽減後 0.475	0.68 ↓軽減後 0.48	2,880円 (34,560円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている者	0.75 ↓軽減後 0.7	0.69 ↓軽減後 0.685	4,110円 (49,320円)
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9	0.9	5,400円 (64,800円)
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を越えている者	基準額	基準額	6,000円 (72,000円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満の者	1.2	1.2	7,200円 (86,400円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	1.3	7,800円 (93,600円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	1.5	9,000円 (108,000円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上410万円未満の者	1.7	1.7	10,200円 (122,400円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が410万円以上500万円未満の者		1.9	11,400円 (136,800円)
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上590万円未満の者		2.1	12,600円 (151,200円)
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が590万円以上680万円未満の者		2.3	13,800円 (165,600円)
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額680万円以上の者		2.4	14,400円 (172,800円)

所得段階及び保険料基準額に対する割合については、国が定める標準段階、割合に準じて修正を行います。

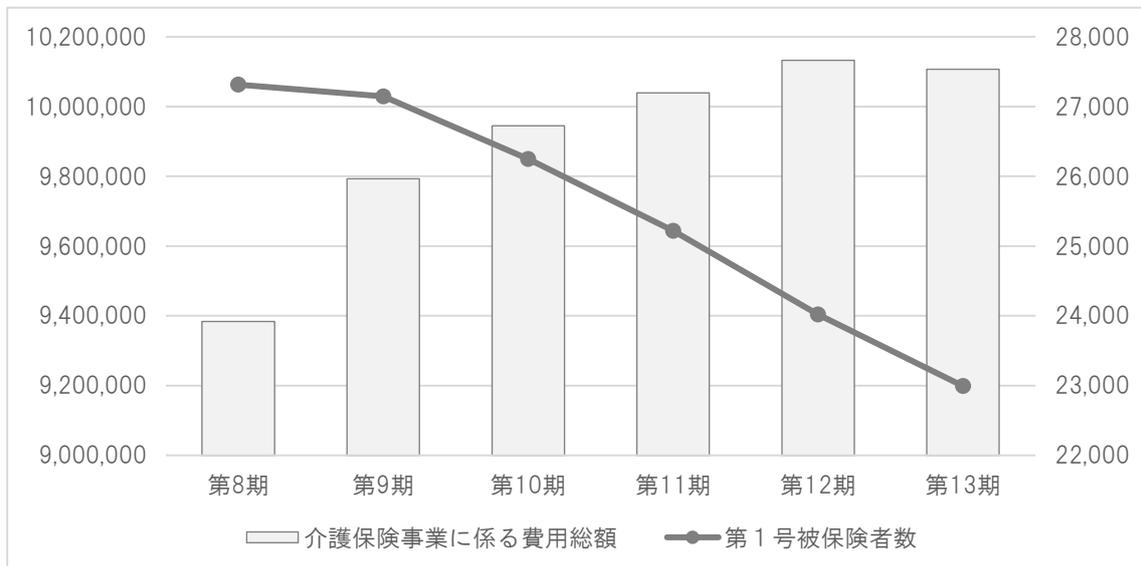
④ 介護給付費準備基金取崩の考え方について

高齢化の進行に伴い、介護サービスの利用者の増加が見込まれる一方、保険料を負担いただく第1号被保険者数は減少していくことが予想されており、第1号被保険者一人当たりの保険料負担については今後も増加していくことは避けられない状況にあります。

そのため、佐伯市では基金を一括して取り崩すのではなく、計画的に取り崩しを行い、各期の上昇幅を平準化することにより、被保険者の急激な負担増を抑制していきたいと考えています。

また、現行の制度及び将来推計人口等を基に将来の保険料必要額を推計すると、第12期計画期間頃までが、期ごとの保険料基準額の上昇幅が大きくなると想定されますので、この間に集中して基金を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

▼第1号被保険者数と介護保険事業に係る総費用の推計



※被保険者数及び費用総額は各期の平均値

▼基金投入による保険料負担軽減のイメージ図

